

# 大阪港港湾計画書（案）

— 軽易な変更 —

令和5年1月

大阪港港湾管理者  
大阪市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成31年2月 第66回大阪市港湾審議会
- ・平成31年3月 交通政策審議会第74回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・令和2年1月 第67回大阪市港湾審議会
- ・令和2年2月 交通政策審議会第78回港湾分科会
- ・令和2年3月 第68回大阪市港湾審議会

の議を経た大阪港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	.....	1
港湾施設の規模及び配置	.....	2
1 専用埠頭計画	.....	2
その他重要事項	.....	3
1 港湾施設の利用	.....	3

## 変更理由

立地企業等の要請に対応するため、南港地区において専用埠頭計画を新たに位置付け、港地区において専用埠頭計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 専用埠頭計画

#### 1-1 南港地区（南埠頭）

立地企業等の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 2 m 物揚場 延長 67 m [新規計画]

#### 1-2 港地区（安治川内港）

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり変更する。

水深 10 m 岸壁 延長 107 m [既設の変更計画]

〔 既設  
水深 10 m 岸壁 延長 119 m 〕

## その他重要事項

### 1 港湾施設の利用

#### (1) 物資補給等のための施設

水素燃料電池船への物資補給等の用に対応するため、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

南港地区（南埠頭）

水深 2 m 物揚場 延長 6 7 m（専用）（物資補給岸壁）

[新規計画]